調書番号	指導監査年月日 監査方法	指導監査対象　　名称	指摘対象	指　摘　事　項　等	改 善 結 果
1	令和7年8月19日 実地 法人監査あり	社会福祉法人　　岡山福祉会 認可保育所（私立）　岡山乳児園	確認	運営規程の概要等の掲示について、新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例第23条に基づき、運営規程を保護者が見やすい場所に掲示若しくは設置してください。なお、令和4年度の指導監査時の指摘事項となっていましたが改善されていませんでしたので、適切に対応してください。	玄関ホールの見やすい場所にファイルを設置しました。

調書番号	指導監査年月日 監査方法	指導監査対象　　名称	指摘対象	指　摘　事　項　等	改 善 結 果
2	令和7年8月19日 実地 法人監査あり	社会福祉法人　　童育福祉会 認可保育所(私立)　　松美保育園	法人運営	評議員の選任は定款第6条に基づき評議員選任・解任委員会を設置し、同委員会で選任してください。なお、その際は選任候補者について「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」である旨を委員に説明し、記録に残してください。	評議員交代の際は改善します。
			法人運営	評議員選任・解任委員会の運営細則が定められていませんでした。定款第6条第3項に基づき、同運営細則を作成のうえ理事会で決議を経てください。	今年度内理事会にて決議します。
			法人運営	評議員、理事、監事の選任時に欠格事由該当の有無を確認していませんでした。社会福祉法第40条第1項及び第44条第1項に基づき、選任時に各員から誓約書を徴取するなどして、欠格事由該当の有無を確認してください。	次回以降選任する際は確認します。
			法人運営	監事の選任について、現監事2名から同意を得ていることを確認できませんでした。社会福祉法第43条第3項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第72条第1項に基づき、議案を評議員会に提出する前に過半数の同意を得てください。	次回以降選任する際は、過半数の同意を得ます。
			法人運営	評議員会の招集について、理事会で評議員会の日時・場所・議題・議案の概要に関する決議を得る前に、招集通知が発出されていました。社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第181条に基づき、評議員会開催に関する理事会での決議後に評議員会の招集通知を発出してください。	次回理事会決議後に発出します。
			法人運営	評議員会の招集通知について、評議員会の日時及び場所、目的である事項及び目的である事項に係る議案の概要の記載がありませんでした。社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第181条及び社会福祉法施行規則第2条の12により、評議員会の招集通知には、必要事項をもれなく記載してください。	次回招集時にはもれなく記載します。

調書番号	指導監査年月日 監査方法	指導監査対象　　名称	指摘対象	指　摘　事　項　等	改　善　結　果
2			法人運営	評議員会の議事録には、定款第14条に基づき、議長も議事録署名人として記名押印又は署名してください。前回も指摘していますが改善されていませんので、適切な対応を行ってください。	次回評議員会より改善します。
			法人運営	理事長の職務執行状況の報告が行われていませんでした。定款第17条第3項に基づき、理事長は毎会計年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告してください。	次回理事会にて報告します。
			法人運営	園庭と車庫の賃貸借契約書が確認できませんでしたので、再契約を行ってください。なお、再契約をする際は理事長が所有する車庫の賃貸借契約について、社会福祉法第45条の16第4項に準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第84条第1項に基づき、理事会において利益相反取引の承認の議決を行ってください。また、社会福祉法第45条の14第5項に基づき、特別の利害関係を有している理事長は当該議決に加わることができません。	次回理事会にて決議します。
			法人会計	資金収支計算書の「予算」欄に当初予算が記載されていましたが、社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項の2(1)により、最終補正予算を入力してください。	次期起算時には最終予算を入力します。
			法人会計	計算書類に対する注記について、「継続事業の前提に関する注記」の項目の記載がありませんでした。社会福祉法人会計基準第29条に基づき、計算書類の注記事項は適正に記載してください。	次期決算時には改善いたします。

調書番号	指導監査年月日 監査方法	指導監査対象　　名称	指摘対象	指　摘　事　項　等	改 善 結 果
2			法人会計	経理規程について、第61条(注記事項)に「(15)合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け」の記載がありませんでした。社会福祉法人会計基準第29条に基づき注記項目を追加し、現(15)を(16)に繰り下げてください。	修正しました。
			保育	「新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第7条の3」において、令和5年4月1日から安全計画の作成が義務付けられていますので、早急に安全計画を策定してください。また、職員に周知するとともに、研修や訓練を定期的に実施してください。	安全計画を策定し、改善しました。

調書番号	指導監査年月日 監査方法	指導監査対象　　名称	指摘対象	指　摘　事　項　等	改 善 結 果
3	令和7年8月20日 実地	保育所型認定こども　ほのぼのこども園 園	施設会計	日々収納した現金を経理規程で定める期限を超えて金融機関へ預け入れている事例が散見されました。経理規程第24条のとおり収入後7日以内に金融機関に預け入れるか、経理規程を変更するか、いずれかの対応をしてください。	指導監査後において、9月3日収納、9月9日預け入れを実施。その後も7日以内の預け入れを行っています。
4	令和7年8月20日 実地	保育所型認定こども　光華こども園 園	施設会計	令和6年度会計に計上すべき費用が令和7年度に計上されていました。原則として、費用は発生原因となる取引が発生したとき又はサービスの提供を受けたときに計上します。社会福祉法人会計基準第1条第2項及び第2条第1項、第4項ならびに「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて1」に基づき、適切な会計期間において、費用を計上してください。	今年度以降は、年度内に発生した費用に関しては、年度をまたがず同年度内にすべて処理します。

調書番号	指導監査年月日 監査方法	指導監査対象　　名称	指摘対象	指　摘　事　項　等	改 善 結 果
5	令和7年8月26日 実地 法人監査あり	社会福祉法人　　正田会 認可保育所（私立）　早通保育園	法人運営	令和5年4月1日の基本財産の増加に関する定款変更について、所轄庁への届出の手続きが行われていませんでした。社会福祉法第45条の36第4項に基づき、所轄庁の認可を要さない場合の事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出てください。	令和7年12月中に定款変更の届出を提出します。
			法人運営	定款細則が現在の定款の内容と一致していません。定款細則は、定款の規定に基づく法人の運営及び業務執行について詳細に定めるものとなりますので、定款第40条に基づき改正し、理事会で決議を得てください。	細則を見直し、12月中旬の理事会で決議します。
			法人運営	評議員会の招集通知を理事会の決議前に発出していました。社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第181条及び社会福祉法施行規則第2条の12に基づき、理事会の決議により日時・場所及び議題等を決定し、招集通知に記載して、開催の1週間前までに発出してください。	招集通知は理事会決議後、評議員会開催の1週間前までに発出します。
			法人運営	決算手続について、計算書類及びその附属明細書（以下「計算書類等」）、並びに事業報告書が理事会の承認を受ける前に定時評議員会で決議されていました。社会福祉法第45条の28から30に基づき、計算書類等及び事業報告書については、理事会の承認後、定時評議員会に提出し、計算書類等は承認を受け、事業報告してください。	決算書等は理事会の承認後、定時評議員会に提出、承認を受けます。
			法人運営	監事の選任について、選任議案が評議員会に提出される前に、現監事から同意を得ていることを確認できませんでした。社会福祉法第43条第3項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第72条第1項に基づき、新監事の選任に関する議案を評議員会に提出する前に同意書等により現監事の過半数の同意を得てください。	新監事の選出に関する議案について監事の同意を得て、評議員会に提出します。
			法人運営	理事及び監事の選任に係る評議員会決議について、各候補者ごとに決議されていることが確認できませんでした。定款第13条第3項に基づき、各候補者ごとに決議を行うとともにその旨を議事録に明記してください。	理事・監事の選任については、各候補者ごとに決議して議事録に明記します。

調書番号	指導監査年月日 監査方法	指導監査対象　　名称	指摘対象	指　摘　事　項　等	改 善 結 果
5			法人運営	理事長の職務執行状況の報告が年2回以上行われていませんでした。社会福祉法第45条の16第3項及び定款第17条第3項に基づき、理事長は毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告してください。	職務報告は年2回行い、理事会に報告します。
			法人運営	理事会で理事長の職務代理者を選任していましたが、社会福祉法第45条の17第1項において、理事長以外の理事の代表権の行使は認められていないため、理事長の職務代理者を定めることはできません。理事長が欠けた場合は、速やかに理事会を開催し、再度、理事長を選任してください。	理事長の職務代理者を設置しません。
			法人会計	令和6年度の資金収支予算書について、会計年度が始まる前に承認されていませんでした。経理規程第16条に基づき、資金収支予算は、毎会計年度開始前に理事長が編成し、理事会の承認を得て確定してください。	予算書の作成承認は、会計年度が始まる前に承認を受けます。
			法人会計	令和6年度の最終補正予算が決議された理事会及び評議員会（令和7年3月28日）の議事録に金額を確認できる書類が添付されておらず、最終補正予算の金額を確認できませんでした。「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」の2(2)に基づき、資金収支計算書の予算欄の金額は理事会で承認された最終補正予算額と一致します。理事会及び評議員会の議事録については、決議内容を確認できる議案書と一緒に保管してください。	補正予算の決議について、理事会・評議員会の議事録に確認できる各書類を添付して、決議内容も確認できる議案書とともに保管します。
			法人会計	財産目録の普通預金の金額と、残高証明の普通預金残高の金額が異なっていました。社会福祉法人会計基準第2条第1項第1号に基づき、計算書類は、資金収支及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態に関する真実な内容を明瞭に表示してください。	残高を再度確認し、訂正後純資産の状態の内容を明瞭に表示します。

調書番号	指導監査年月日 監査方法	指導監査対象　　名称	指摘対象	指　摘　事　項　等	改 善 結 果
5			施設	延長保育における職員配置について、保育補助職員にかかる配置特例の届出書が市に提出されていませんでした。「保育所等における保育士配置に係る特例について（平成28年2月18日　雇児発0218第2号　厚生労働省通知）」に基づき、保育士が1名のみの配置となる時間帯に無資格の保育補助者を配置する場合は、設置要件を確認し、幼保運営課に配置特例の届出を行ったうえで配置してください。	不足書類が整い次第、届け出ます。
			確認	運営規程の内容に不備がありました。新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例第20条に基づき、以下の通り追加・修正してください。なお、運営規程を変更した場合は、幼保運営課に届け出てください。 運営方針、提供する保育の内容を追加/副園長の分掌事務を追加/調理師→調理員に修正/保育を行う日・時間・行わない日を修正/第9条「原則として」を削除/保護者から支払いを受ける費用の種類、支払いを求める理由及びその額を追加/利用定員に「区分」を追加/利用開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項を追加/緊急時等における対処方法を追加/虐待の防止のための措置に関する事項を追加/その他特別教育・保育施設の運営に関する重要事項を追加	運営規程を再度見直し追加、修正を行う。変更した規程を幼保運営課に提出します。
			施設	運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の選択に資すると認められる重要事項が掲示されていませんでした。新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例第23条に基づき、見やすい場所に掲示してください。なお、前回監査時にも文書指摘しているため、早急に改善してください。	重要事項を掲示し、保護者の選択に資するべく行う。

調書番号	指導監査年月日 監査方法	指導監査対象　　名称	指摘対象	指　摘　事　項　等	改 善 結 果
6	令和7年8月26日	社会福祉法人　　育樹会 保育所型認定こども園　いぶき保育園	法人運営	理事会の決議について、特別の利害関係人が決議に加わっていないかの確認を行っていませんでした。社会福祉法第45条の14第5項に基づき、理事会開催の都度利害関係人の有無を確認し、議事録で決議に利害関係を有する者がいないことが分かるよう議事録を残してください。	特別の利害関係人が決議に加わっていないかの確認の記録を失念していたとのことで、次回より議事録に残します。
			法人運営	評議員会の招集について、社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第181条第1項及び社会福祉法施行規則第2条の12に基づき、理事会で日時、場所及び議案のほか議案の概要も決議してください。	評議員会の招集について日時と場所の決議だけでよいと認識していたとのことで、次回より議案と概要も決議します。
			法人運営	理事長の職務の執行状況の報告が、令和6年度は1回でした。定款第17条第3項に基づき、理事長は毎会計年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告してください。	次年度より年度内で2回報告します。
			法人運営	法人が借り受けている園舎の一部について、賃貸借契約期間が1年間となっていました。社会福祉法人審査基準第2の1(1)に基づき、社会福祉事業の継続性の観点から、契約期間の延長(10年以上)もしくは利用権の設定及び登記をしてください。	契約期間を10年以上に変更します。
			法人会計	有価証券の運用状況について、会計責任者から理事長へ報告されていませんでした。経理規程第40条第3項に基づき、毎月末日に残高の実在を確かめ、その内容を理事長に報告してください。また、経理規程第43条第1項に基づき、指定の期日までに有価証券の時価と帳簿価額の比較表を作成し、理事長に報告してください。	次回より報告します。

調書番号	指導監査年月日 監査方法	指導監査対象　　名称	指摘対象	指　摘　事　項　等	改 善 結 果
7	令和7年8月29日 実地	保育所型認定こども　ゆたかこども園 園		指摘事項なし。	
8	令和7年8月29日 実地	保育所型認定こども　下山こども園 園	確認	1号認定の定員を超える応募があった際の選考方法について、運営規程に記載がありませんでした。新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例第20条に基づき、運営規程に規定のうえ、変更後は幼保運営課へ提出してください。	運営規程に記載しました。
			確認	運営規程の概要等の掲示について、新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例第23条に基づき、運営規程を保護者が見やすい場所に掲示若しくは設置してください。なお、令和5年度の指導監査時の指摘事項となっていましたが改善されていませんので、適切に対応してください。	運営規程を掲示しました。
9	令和7年9月2日 実地	認可保育所（私立）　なかの乳児保育園		指摘事項なし。	

調書番号	指導監査年月日 監査方法	指導監査対象　　名称	指摘対象	指　摘　事　項　等	改 善 結 果
10	令和7年9月2日	保育所型認定こども園　逢谷内こども園		指摘事項なし。	
	実地				
11	令和7年9月9日	認可保育所（私立）　ナカノスイミング保育園		指摘事項なし。	
	実地				
12	令和7年9月9日	認可保育所（私立）　網川原保育園		指摘事項なし。	
	実地				

調書番号	指導監査年月日 監査方法	指導監査対象　　名称	指摘対象	指　摘　事　項　等	改 善 結 果
13	令和7年9月11日 実地 法人監査あり	社会福祉法人　　育和会 認可保育所（私立）　　みなと福祉保育園	法人運営	評議員会の招集通知について、評議員会の目的である事項に係る議案の概要の記載がありませんでした。社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第181条及び社会福祉法施行規則第2条の12により、評議員会の招集通知には、議題・議案の概要も記載してください。	書式にあらかじめ議題・議案の概要の記載欄を設け、記載漏れがないようにします。
			法人運営	評議員会の議事録について、社会福祉法施行規則第2条の15第3項に基づき、議事録の作成に係る職務を行った者の氏名を記載してください。	書式にあらかじめ議事録の作成に係る職務を行った者の氏名の記載欄を設け、記載漏れがないようにします。
			法人会計	経理規程について、第58条（注記事項）に「(15)合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け」の記載がありませんでした。社会福祉法人会計基準第29条に基づき、注記項目を追加し、現(15)を(16)に繰り下げてください。あわせて、第58条第2項に当注記項目(15)を省略する旨も追記してください。	次回理事会にて決議のうえ、訂正します。

調書番号	指導監査年月日 監査方法	指導監査対象　　名称	指摘対象	指　摘　事　項　等	改 善 結 果
14	令和7年9月11日 実地 法人監査あり	社会福祉法人　　聖愛会 認可保育所（私立）　　ひかりキッズ・コンフィ	法人運営	理事会で評議員会の開催時間・場所・議題・議案の概要の決議が行われていない事例がありました。社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第181条に基づき、評議員会開催にあたっては、必ず理事会の決議を得てください。	令和7年第1回理事会（R7.5.30）以降改善済。議事録に反映済。
			法人運営	理事会、評議員会ともに「決議の省略」で開催する際、理事会で理事全員から同意を得た後に評議員に対し評議員会開催の提案を行うべきところ、理事会と同時に提案・同意を得ていました。社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条第1項に基づき、理事会で理事全員から同意を得た後に評議員に対し「決議の省略」で実施する旨の提案書を送付してください。	令和7年第1回理事会（R7.5.30）及び第1回評議員会（R7.6.16）以降改善済。議事録に反映済。
			法人運営	理事会の招集通知から開催までの期間が1週間ないものがありました。社会福祉法第45条の14第9項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第94条に基づき、1週間（中7日）以上の間隔を空けてください。	令和8年1月開催予定の理事会・評議員会から適切な日数で発出する。
			法人運営	理事会の議事録署名人は、定款第29条に基づき、「議長と理事」ではなく「理事長と出席した監事」を議事録署名人としてください。	令和8年1月開催予定の理事会から正しく作成する。
			法人運営	評議員の報酬について、定款第9条では「無報酬」とされているにもかかわらず、報酬が支払われていました。社会福祉法第45条の8第4項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第196条に基づき、評議員の報酬額を定款で定めてください。	令和8年1月開催予定の理事会・評議員会にて定款の変更を行う。
			法人運営	理事会の承認を受ける前に、障害児通所支援事業所の長期賃貸借契約が締結されていました。定款第26条及び定款細則第14条に基づき、法人の重要な業務執行の決定については、理事会で決議してください。	本契約については締結済。令和6年第2回理事会・評議員会で承認を得ている。

調書番号	指導監査年月日 監査方法	指導監査対象　　名称	指摘対象	指　摘　事　項　等	改 善 結 果
14			法人会計	計算書類の注記について、社会福祉法人会計基準第29条第4項に基づき法人全体の注記だけではなく拠点区分ごとに作成してください。	令和7年度決算時に拠点ごとの注記を作成する。
			法人会計	施設及び設備の整備のため新潟市から令和6年度として交付決定のあった補助金は、社会福祉法人会計基準第6条第2項に基づき、国庫補助金等特別積立金にその額を計上してください。なお、該当補助金は、同基準第30条第1項第3号に基づき補助金事業等収益明細書を作成してください。また、該当補助金については、社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項25(1)に基づき適正な勘定科目で各種計算書類に計上してください。	令和7年度決算において国庫補助金等特別積立金として計上する。

調書番号	指導監査年月日 監査方法	指導監査対象　　名称	指摘対象	指　摘　事　項　等	改 善 結 果
15	令和7年9月16日	認可保育所（私立）　湖桜保育園	施設会計	契約事務について、契約執行伺い等により契約内容、契約方法、見積書等を明らかにしたうえで契約権限者の承認を受けていることが分かるよう記録に残してください。あわせて、経理規程第70条に基づき予定価格10万円以上の場合は契約種類・価格に応じた適切な数の業者から見積もりを徴して比較し、決定してください。なお、特定の一者と随意契約する場合はその理由を明確にし、記録に残してください。	予定価格10万円以上の場合は適切な数の業者から見積もりを徴し、「契約執行伺」にて契約権限者の承認を受けるように致します。また特定の一者と随意契約する場合は、「契約執行伺」に理由を明記します。
	実地				
16	令和7年9月16日	保育所型認定こども園　旭こども園	施設会計	拠点区分の計算書類（第1・2・3号第4様式）、附属明細書（別紙3(⑩)・(⑪)）、注記（別）紙2)について、拠点区分名が経理規程第5条で定められたものと異なっていました。社会福祉法人会計基準第2条第1項第1号に基づき、計算関係書類を作成する際には真実な内容を明瞭に表示してください。	今回の指摘を踏まえてシステムのデータのコンバートを正しいものに修正しました。令和7年度の計算書類から適用するようにします。
	実地				
17	令和7年9月17日	保育所型認定こども園　みつばち第二こども園		指摘事項なし。	
	実地				

調書番号	指導監査年月日 監査方法	指導監査対象　　名称	指摘対象	指　摘　事　項　等	改 善 結 果
18	令和7年9月17日 実地	認可保育所（私立）　袋津保育園	施設会計	設備の整備のため新潟市から受領した補助金は、社会福祉法人会計基準第6条第2項に基づき、国庫補助金等特別積立金にその額を計上してください。	令和7年度の決算で令和6年度の減価償却額を勘案して正しい額になるよう国庫補助金等特別積立金額を計上します。
19	令和7年9月22日 実地	認可保育所（私立）　白根はじめ保育園		指摘事項なし。	
20	令和7年9月22日 実地	認可保育所（私立）　白根おおぞら保育園		指摘事項なし。	

調書番号	指導監査年月日 監査方法	指導監査対象　　名称	指摘対象	指　摘　事　項　等	改 善 結 果
21	令和7年9月24日	認可保育所（私立）　亀田平和の園保育園	施設	職員の配置について、土曜日の保育時間において保育士等の職員の配置基準を満たしていない時間が発生しています。新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第46条及び同法制定附則第4条に基づき、速やかに適正な人員配置を行ってください。	職員の休憩時間についても、平地基準を満たすように、職員を配置します。
	実地		施設	避難訓練及び消火訓練を実施していない月があります。新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第7条に基づき火災、地震、風水害のいずれかひとつを毎月実施してください。なお、当指摘は前回監査時に文書指摘となっており、改善報告書が提出されているにも関わらず改善されていないため、確実に改善してください。	火災、地震、風水害のいずれかひとつを毎月実施いたします。消火訓練を毎月行い、記録に残しています。
22	令和7年9月24日	保育所型認定こども園　はす池こども園		指摘事項なし。	
	実地				
23	令和7年9月26日	保育所型認定こども園　四つ葉こども園		指摘事項なし。	
	実地				

調書番号	指導監査年月日 監査方法	指導監査対象　　名称	指摘対象	指　摘　事　項　等	改 善 結 果
24	令和7年9月26日 実地 法人監査あり	社会福祉法人　　龍和会 認可保育所（私立）　ひまわり保育園	法人運営	代表権を有する役員（理事長）の重任の登記については、社会福祉法第29条及び組合等登記令第3条により、2週間以内に行ってください。なお、理事長を選定する理事会は、招集通知の省略により行い、理事長が不在の期間が生じることのないように開催してください。招集通知を省略することについては、理事及び監事の同意があった旨を議事録に記載してください。	次回の理事長選任の際には司法書士と連携し、2週間以内に登記します。その際に招集通知を省略する場合は理事及び監事の同意があった旨を議事録に記載します。
			法人運営	評議員、理事、監事の選任時に欠格事由該当の有無を確認していませんでした。社会福祉法第40条第1項及び社会福祉法第44条第1項に基づき、選任時に各員から履歴書及び誓約書を徴取するなどして、欠格事由該当の有無を確認してください。また、前回選任時の履歴書をそのまま使用していましたので、選任の際は最新の履歴書を徴取するか、記載内容に変更がない旨を記録（確認日・署名等）に残すなど、適正な手続きを行ってください。なお、当指摘は前回監査時に文書指摘となっていたにも関わらず改善されていないため、確実に改善してください。	次回の評議員、理事、監事の選任時には司法書士と連携し、欠格事由該当の有無を確認します。また、選任の際は最新の履歴書を徴取するか記載内容に変更がない旨を記録（確認日・署名等）に残します。
			法人運営	理事及び監事の選任に係る評議員会決議について、各候補者ごとに決議されていることが確認できませんでした。定款第14条第3項に基づき、評議員会における理事又は監事の選任決議に際しては、各候補者ごとに決議を行うとともにその旨を議事録に明記してください。	次回の評議員会における理事又は監事の選任決議に際しては司法書士と連携し、各候補者ごとに決議を行うとともにその旨を議事録に明記します。
			法人運営	理事及び監事の選任時に、各選任要件の確認がなされていませんでした。社会福祉法第44条第4項及び第5項に基づき、理事は「社会福祉事業の経営に識見を有する者」、「事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」、「施設の管理者」がそれぞれ1人以上含まれていること、監事は「社会福祉事業について識見を有する者」、「財務管理について識見を有する者」がそれぞれ1人以上含まれていることを確認した上で選任し、確認した旨の記録を残してください。なお、当指摘は前回監査時に文書指摘となっていたにも関わらず改善されていないため、確実に改善してください。	次回の理事及び監事の選任時には司法書士と連携し、各選任要件を確認し、その旨を記録します。

調書番号	指導監査年月日 監査方法	指導監査対象　　名称	指摘対象	指　摘　事　項　等	改 善 結 果
24			法人運営	監事の選任について、議案が評議員会に提出される前に、現監事から同意を得ていることを確認できませんでした。社会福祉法第43条第3項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第72条第1項に基づき、議案を評議員会に提出する前に現監事の過半数の同意を得てください。	時価の監事の選任時には司法書士と連携し、議案を評議員会に提出する前に理事会で現監事の過半数の同意を得ます。
			法人運営	評議員会の招集について、社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第181条第1項及び社会福祉法施行規則第2条の12に基づき理事会で日時、場所及び議案のほか議案の概要も決議してください。併せて、招集通知も同様の内容を記載してください。	次回の評議員会の招集時には司法書士と連携し、理事会で日時、場所及び議案のほか議案の概要も決議します。併せて、招集通知も同様の内容を記載します。
			法人運営	理事長の職務執行状況について、理事会で報告が行われていませんでした。社会福祉法第45条の16第3項及び定款第17条第3項の規定により、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上報告を行い、その旨を議事録に残してください。なお、当指摘は前回監査時に文書指摘となっていたにも関わらず改善されていないため、確実に改善してください。	司法書士と連携し、理事長の職務執行状況について、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上理事会にて報告を行い、その旨を議事録に残します。
			法人会計	経理規程について、次の内容を修正してください。①第5条第4項第1号の拠点区分に「サロン・ドひまわり医学町保育園」を追加　②第51条の基本財産の処分について、定款第31条に合わせ、「理事会の議決」を「理事会及び評議員会の議決」に修正　③第60条第1項に「(15)合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け」を追加、現在の(15)は(16)に修正し、さらに同条第2項の省略する注記に(15)を追加　④「財務諸表」の記載を「計算書類」に修正 なお、当指摘は前回監査時に指摘事項となっていたにも関わらず改善されていないため、確実に改善してください。	経理事務所と連携し、経理規程を指摘①～④の内容で修正します。
			法人会計	計算書類に対する注記について、「合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け」の記載がありませんでした。社会福祉法人会計基準第29条に基づき注記項目を追加してください。なお、当指摘は前回監査時に指摘事項となっていたにも関わらず改善されていないため、確実に改善してください。	経理事務所と連携し、計算書類に対する注記について、令和7年度決算時には「合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受」を記載します。

調書番号	指導監査年月日 監査方法	指導監査対象　　名称	指摘対象	指　摘　事　項　等	改 善 結 果
24			法人会計	経理規程第23条に基づき、入金した現金は直接支払いに充てることなく金融機関に預け入れてください。	経理事務所と連携し、入金した現金は直接支払いに充てることなく金融機関に預け入れるようにしました。
			法人会計	予算の執行にあたり予算との乖離があります。厚生労働省発出「社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項」2の(2)に基づき、予算の執行に当たり、年度途中で予算との乖離等が見込まれ補正予算を作成する場合は、事業の運営状態を把握し、予算と決算に大きな剥離が生じぬよう作成してください。なお、当指摘は前回監査時に文書指摘となっていたにも関わらず改善されていないため、確実に改善してください。	経理事務所と連携し、予算の執行に当たり、年度途中で予算との乖離等が見込まれ補正予算を作成する場合は、事業の運営状態を把握し、予算と決算に大きな乖離が生じないよう作成します。
			施設	苦情解決について、新潟市児童福祉施設の設備及び運営に関する条例第21条に基づき、苦情解決の流れがわかるマニュアルを作成し、職員へ周知してください。なお、当指摘は、前回監査時に指摘事項となっていたにも関わらず改善されていないため、確実に改善してください。	
			施設	消火訓練について、新潟市児童福祉施設の設備及び運営に関する条例第7条に基づき、少なくとも毎月1回実施してください。なお、訓練は消火器の設置場所の確認だけでなく、消火器の持ち出しや使用手順の確認などもあわせて行ってください。当指摘は、前回監査時に文書指摘となっており改善報告書が提出されているにも関わらず改善されていないため、確実に改善してください。	

調書番号	指導監査年月日 監査方法	指導監査対象　　名称	指摘対象	指　摘　事　項　等	改 善 結 果
24			確認	利用申込者への説明について、新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例第5条に基づき、配布資料に「職員の勤務体制」明記し保護者に説明してください。当指摘は、前回監査時に文書指摘となっており改善報告書が提出されているにも関わらず改善されていないため、確実に改善してください。	指摘後、玄関に説明資料を設置し、配置したことを知らせる張り紙をを行った。
			施設	消防計画について、令和4年度の指導監査において防火管理者が変更したことに伴う消防計画の改正等について口頭指摘をしましたが、改正されていませんでした。消防法第8条に基づき、計画内容を見直して改正を行い、消防署へ届け出てください。	現在、消防法第8条に基づき、計画内容を見直し中。今年度中に消防署へ届け出予定。

調書番号	指導監査年月日 監査方法	指導監査対象　　名称	指摘対象	指　摘　事　項　等	改 善 結 果
25	令和7年9月30日 実地	保育所型認定こども　にこにここども園		指摘事項なし。	
26	令和7年9月30日 実地	保育所型認定こども　認定こども園 このはこども園		指摘事項なし。	

調書番号	指導監査年月日 監査方法	指導監査対象　　名称	指摘対象	指　摘　事　項　等	改 善 結 果
27	令和7年10月3日 9:30～12:00 実地 法人監査あり	社会福祉法人　　小合西保育園 認可保育所（私立）　小合西保育園	法人運営	評議員選任・解任委員会について、委員に施設長兼理事が就任していました。委員会では理事長が委員長を務めており、業務執行理事2名も出席していました。社会福祉法第31条第5項及び評議員選任・解任委員会の運営に関する規程第3条に基づき、理事ではない事務局員を理事会決議を経たうえで選任し直してください。また、委員会に説明するための出席理事は最小限としてください。	次回任期満了に向け、手順を正しく理解し、適切に改選を行います。
			法人運営	評議員の選任については定款第6条第3項に基づき、理事会で選任候補者を決定した後に評議員選任・解任委員会に推薦してください。なお、当指摘は前回監査時に文書指摘となっていたにも関わらず改善されていないため、確実に改善してください。	次回任期満了に向け、手順を正しく理解し、適切に改選を行います。
			法人運営	理事長の理事就任承諾書が確認できませんでした。理事・監事・評議員の選任時については社会福祉法第38条に基づき就任承諾書を徴取するなどして、就任の承諾を確認してください。	指導監査後、理事長に理事就任承諾書を記載してもらった。
			法人運営	理事及び監事の選任にかかる評議員会の決議について、各候補者ごとに決議されていることが確認できませんでした。定款第13条第3項に基づく決議を行うとともに、その旨を議事録に残してください。なお、当指摘は前回監査時に文書指摘となっていたにも関わらず改善されていないため、確実に改善してください。	役員選任時には、手順等を正しく踏まえ、改善し、議事録に残します。
			法人運営	理事長及び業務執行理事の選任について、理事会で決議されていることが確認できませんでした。社会福祉法第45条の16第2項及び定款第16条第2項に基づき理事会決議で行い、その旨を議事録に残してください。	次回役員選任時に、決議したことを議事録に残します。
			法人運営	監事の選任について、議案が評議員会に提出される前に、現監事から同意を得ていることを確認できませんでした。社会福祉法第43条第3項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第72条第1項に基づき、選任議案を評議員会に提出する前に同意書等により現監事の過半数の同意を得てください。	次回監事選任時に、現監事から同意を得ることを紙面に残し改善します。

調書番号	指導監査年月日 監査方法	指導監査対象　　名称	指摘対象	指　摘　事　項　等	改　善　結　果
27			法人運営	評議員会の招集について、理事会で評議員会の日時・場所・議題・議案の概要に関する決議を得る前に、招集通知が発出されていました。社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第181条に基づき、評議員会開催に関する理事会での決議後に評議員会の招集通知を発出してください。	令和7年11月28日の理事会での決議後、評議員会の招集通知を発出し、改善する。 (7日あける)
			法人運営	令和6年度の定時評議員会について、理事会開催日から中6日で開催されていました。社援発第0427第1号(最終改訂:令和4年3月14日)厚生労働省通知「指導監査ガイドライン」に基づき、定時評議員会開催日は理事会と中14日以上の間隔を確保してください。	令和8年決算時の定時評議員会は中14日以上あけるように日程を調整し、改善する。
			法人運営	理事会及び評議員会について、特別の利害関係人が決議に加わっていないかの確認を行っていませんでした。社会福祉法第45条の9第8項及び第45条の14第5項に基づき開催の都度、利害関係人の有無を確認し、決議に利害関係を有する者が居ないことが分かるよう議事録に残してください。	令和7年11月に開催される理事会から、口頭で確認のうえ、議事録に残しました。
			法人会計	理事会で承認された令和5年度最終補正予算額の内訳と、令和5年度決算の資金収支計算書の予算額が一致しませんでした。「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」の2(2)に基づき、資金収支計算書の予算欄の金額は、理事会で承認された最終補正予算と一致させてください。	会計事務所作成後に、細部までよく確認する。
			法人会計	令和6年度最終補正予算が年度末を越えて編成されていました。会計年度は定款第33条および経理規程第4条において「毎年4月1日から翌年3月31日まで」と定められていますので、その期間内に編成してください。	令和7年度の最終補正予算は、3月中に理事会、評議員会が開催できるよう日数の確認をする。
			施設	消防計画の作成及び届出が確認出来ませんでした。消防法第8条に基づき、消防計画を作成し、消防署へ届出を行ってください。なお、令和4年度の指導監査時の指摘事項となっていましたが改善されていませんでしたので、適切に対応してください。	指導監査後、消防計画を見直し、消防署へ申請する。

調書番号	指導監査年月日 監査方法	指導監査対象　　名称	指摘対象	指　摘　事　項　等	改 善 結 果
27			施設	消火訓練について年2回のみの実施でした。新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第7条に基づき、少なくとも毎月1回行ってください。なお、令和4年度の指導監査時の指摘事項となっていましたが改善されていませんでしたので、適切に対応してください。	毎月の避難訓練時に消火器の使用方法、手順を必ず複数の職員で行うように改善した。

調書番号	指導監査年月日 監査方法	指導監査対象　　名称	指摘対象	指　摘　事　項　等	改 善 結 果
28	令和7年10月3日 実地 法人監査あり	社会福祉法人　　中新田福祉会 保育所型認定こども園　中新田こども園	法人運営	監事の選任について、議案が評議員会に提出される前に、現監事から同意を得ていることを確認できませんでした。社会福祉法第43条第3項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第72条第1項に基づき、新監事の選任に関する議案を評議員会に提出する前に過半数の同意を得てください。	
29	令和7年10月7日 9:30～12:00 実地	保育所型認定こども園　おぎかわこども園		指摘事項なし。	
30	令和7年10月7日 実地	保育所型認定こども園　こども園トキめき	施設会計	こども園トキめき拠点の器具及び備品の取得価格及び減価償却累計額について、貸借対照表及び注記8に計上されている金額と基本財産及びその他固定資産（有形・無形固定資産）明細書に計上されている金額が一致していません。附属明細書は、社会福祉法人会計基準第30条第2項のとおり計算書類の内容を補足するものですので確認のうえ正しい残高等を記載してください。	会計システム管理者に相談のもとに修正を行った。

調書番号	指導監査年月日 監査方法	指導監査対象　　名称	指摘対象	指　摘　事　項　等	改 善 結 果
31	令和7年10月8日 実地	認可保育所（私立）　スマイルはじめ保育園		指摘事項なし。	

調書番号	指導監査年月日 監査方法	指導監査対象　　名称	指摘対象	指　摘　事　項　等	改 善 結 果
32	令和7年10月8日 実地 法人監査あり	社会福祉法人　　福豊会 認可保育所（私立）　みずほ保育園	法人運営	理事及び監事の選任に関し、理事として含まれていなければならない者、監事として含まれていなければならない者の確認がなされていませんでした。社会福祉法第44条第4項及び第5項に基づき、理事は「社会福祉事業の経営に関する識見を有する者」、「社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」、「施設の管理者」にそれぞれ該当するか確認した上で選任し、監事は「社会福祉事業について識見を有する者」、「財務管理について識見を有する者」にそれぞれ該当するか確認した上で選任してください。また、上記に基づき選任した旨を記録に残してください。	次回選任の際は指導に基づき改善いたします。
			法人運営	理事会と定時評議員会の開催の間隔は、計算書類等の備置き及び閲覧に係る規定（社会福祉法第45条の32第1項）との関連から、開催日は理事会から中14日以上空けてください。	次回の理事会、及び定時評議員会開催の際は改善します。
			法人運営	理事の一斉改選の際、理事が選任される前に理事長が選任されていました。社会福祉法第45条の13第3項及び定款第16条第2項に基づき、理事の中から理事長を選任してください。	次回選任の際は指導に基づき改善します。
			法人運営	法人の事業計画書について理事会での決議がなされていませんでした。定款第31条第1項に基づき、事業計画書は毎会計年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けてください。	指導に基づいて改善します。
			施設	消防計画が、令和5年5月30日付で改正されていました。消防計画を変更した場合は、消防法施行規則第3条に基づき、消防署へ変更の届出をしてください。	書類の保管方法を改善しました。

調書番号	指導監査年月日 監査方法	指導監査対象　　名称	指摘対象	指　摘　事　項　等	改 善 結 果
32			施設	新潟市児童福祉施設の設備及び運営基準に関する条例第7条及び保育所保育指針第3章4に基づき、非常災害に関する具体的な計画（災害対応マニュアル）に、避難場所、避難経路、自力で避難行動ができない園児の避難方法等、具体的な計画を策定し、職員、保護者へ周知してください。	新年度が始まった際に保護者に周知を行います。
			確認	利用申し込みをした保護者に対し、あらかじめ運営規程の概要・職員の勤務体制及び利用者負担について、文書による説明がされていませんでした。新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例第5条に基づき、必要な事項を文書で説明を行い、同意を得てください。なお、前回の監査時も指摘していますが改善されていないため、確実に改善してください。	指導に基づいて改善します。
			施設	運営規程の概要が施設内に掲示されていませんでした。新潟市特定教育保育・施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例第23条に基づき、玄関等の保護者の見えやすい場所に掲示してください。なお、前回監査時に文書指摘となっていたにも関わらず改善されていないため、確実に改善してください。	指導に基づいて改善します。

調書番号	指導監査年月日 監査方法	指導監査対象	名称	指摘対象	指　摘　事　項　等	改 善 結 果
33	令和7年10月9日 実地	認可保育所（私立）	北上保育園		指摘事項なし。	
34	令和7年10月9日 実地	保育所型認定こども園	小阿賀ほのぼのこども園		指摘事項なし。	
35	令和7年10月14日 実地 法人監査あり	社会福祉法人 保育所型認定こども園	笑顔の会 エンジェルこども園	施設	災害時対応マニュアルについて、「避難経路」「避難場所」「自力で避難行動ができない利用者の避難方法」を盛り込み、令和5年3月に新潟市が示した防災マニュアルを自園の内容で作成してください。また、防災マニュアルの連絡先が「保育課」となっていましたので「幼保支援課」に修正してください。	新潟市より【R6.4一部改正】「新潟市教育・保育施設、許可外保育施設等における防災マニュアル（R5.3改定）」のデータ提供を受け、当園の実態に即した園版マニュアルを作成し、園内で共有を行いました。また、他の関連マニュアルについても、記載されている連絡先を再度確認のうえ、必要箇所の修正を行いました。

調書番号	指導監査年月日 監査方法	指導監査対象　　名称	指摘対象	指　摘　事　項　等	改 善 結 果
36	令和7年10月14日 実地 法人監査あり	社会福祉法人　　ゆずり葉会 認可保育所（私立）　吉田乳児保育園	法人運営	評議員会の議事録について、社会福祉法施行規則第2条の15第3項に基づき、議事録の作成に係る職務を行った者の氏名を記載してください。	議事録の作成に係る職務を行った者の氏名を議事録に記載します。
			法人運営	理事長の理事会への職務執行状況の報告が年度内に1回のみとなっていました。社会福祉法第45条の16第3項及び定款第17条第3項に基づき、理事長は毎会計年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告してください。	今後2回以上実施し議事録に残します。
			法人運営	理事、監事の選任時に欠格事由該当の有無を確認した記録がありませんでした。社会福祉法第40条第1項及び第44条第1項に基づき、選任時に各員から誓約書を徴取するなどして、欠格事由該当の有無を確認してください。	次回改選時に誓約書を徴取し、確認した旨記録に残します。
			法人会計	貸借対照表と財産目録に記載されている「その他の固定資産」の金額と、「基本財産及びその他の固定資産（有形・無形固定資産）の明細書」に記載されている「その他の固定資産」の金額に相違がありました。社会福祉法人会計基準第30条に基づき正しく記載してください。	「その他の固定資産」の内容を明確にして正しく記載します。
			施設	職員の配置について、通常の保育時間及び延長保育時間において保育士等の職員の配置基準を満たしていない時間が発生しています。新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第46条に基づき、速やかに適正な人員配置を行ってください。なお、園長は施設の管理を担う必要があるため、園長を除いても適正な人員配置となるように努めてください。	更なる人材確保に努めて、園長を除いた基準を人員配置にします。

調書番号	指導監査年月日 監査方法	指導監査対象　名称	指摘対象	指　摘　事　項　等	改 善 結 果
37	令和7年10月17日 実地	認可保育所（私立）　アルル保育園	確認	運営規程の概要が施設内に掲示されていませんでした。新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例第23条に基づき、玄関等の見やすい場所に掲示してください。	次回左記のような場合は、複数業者から見積もりを徴収。また一者となる場合は、見積書の添付と伺い書等に理由を明記する。
			施設会計	契約事務について、経理規程第74条第4項に基づき予定価格10万円以上の契約を行う場合、複数業者から見積もりを徴し比較し、決定してください。やむを得ず、一者となる場合は伺い書等にその理由を明記してください。	玄関脇に掲示しました。
38	令和7年10月17日 実地	保育所型認定こども園　くろさきパステルこども園		指摘事項なし。	
39	令和7年10月21日 実地	認可保育所（私立）　笠木保育園		指摘事項なし。	
40	令和7年10月21日 実地	認可保育所（私立）　大友中央保育園		指摘事項なし。	